

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21500579

研究課題名（和文） フランスにおけるスポーツ代理人に関する法制度の研究

研究課題名（英文） A Study on the Legal System of Sports Agent in France

研究代表者

齋藤 健司（SAITO KENJI）

筑波大学・体育系・准教授

研究者番号：80265941

研究成果の概要（和文）：フランスにおけるスポーツ代理人に関する法制度の歴史、構造、内容、問題及び課題を明らかにした。特にスポーツ代理人制度の内容としては、代理業務の範囲規定、代理契約の内容、資格ライセンスの規制及び研修教育、ライセンスの届出、更新及び取消、欠格事由、報酬の基準、利益相反、兼職禁止、外国人代理人の規制、弁護士による代理業務の規制、未成年に対する代理業務の禁止、連盟への届出義務、関連会社の設立、違反者に対する制裁及び罰則の適用がある。また、日本とフランスのスポーツ代理人制度について比較考察した。

研究成果の概要（英文）：It has become clear the history, structure, content, issues and challenge about the legal system of sports agent in France. In particular, the contents of sports agent system are as follows: scope of agency business, contents of agency agreement, license qualifications and education, registration, renewal and annulment of license, standards of remuneration, conflicts of interest, prohibited pluralism, regulation of foreign agent, regulation of agency services by lawyers, prohibition of agency services for minors, establishment of agency company, compulsory notification to federations, application of sanctions and penalties against violators. And we compared for the sports agent system between Japan and France.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 ・ スポーツ科学

キーワード：スポーツ、代理人、フランス、法制度、スポーツ法

1. 研究開始当初の背景

スポーツ法は世界的に発展し、国家法によりスポーツを規制する動きが生じている。特にこのスポーツ国家法の歴史的発達、アマチュアスポーツの振興を目的としたものから、プロスポーツやスポーツの経済的活動を

規制するものへと展開してきている。このような変化の中で、近年諸外国ではスポーツ代理人の規制を特別な法律に基づいて行うに至った事例がある。特にフランスにおいては、1984年にスポーツ基本法が制定され、さらに2006年にスポーツ法典が制定されるが、この

スポーツ法典においてプロスポーツをめぐる法制度の1つとしてスポーツ代理人に関する諸規定が定められている。

そこで、本研究は、以上の問題を認識し、フランスのスポーツ代理人に関する法制度を研究することを考えた。フランスにおいてスポーツ代理人の規制に至った立法事実や規制の方法、プロスポーツなどの営利のスポーツ活動を国家法で規制する立法のあり方などを理論的かつ構造的に明らかにすることは、今後のスポーツ国家法における営利のスポーツ活動を規律する是非や理論を考究する上で極めて意義があると考えた。また、日本におけるスポーツ基本法の制定や理論体系の今後の整備の参考になると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フランスのスポーツ代理人に関する法制度を基本法令、法理論、制度構造、実施制度、制度の適用実態、問題課題の側面から明らかにすることである。

3. 研究の方法

主にフランスにおけるスポーツ代理人に関する文献資料を収集し、文献研究を行った。特に、議事資料、法令議会資料を収集した。

4. 研究成果

(1) スポーツ代理人に関する法制度の歴史

フランスでは、1984年7月16日に身体的及びスポーツ的活動の組織及び促進に関する法律(「1984年法」と略す)、いわゆるスポーツ基本法が制定された。ただし、同法の制定当初は、スポーツ代理人に関する規定はなかった。フランスにおいてスポーツ代理人に関する規定が法律にはじめて定められたのは、1984年法を修正する1992年7月13日の法律(「1992年法」と略す)によってである。同法により新たに追加された1984年法第15-2条は、特にスポーツマンの契約に関する仲介業務(activités d'intermédiaire)は、行政庁への事前の届出をしない場合には何人も行うことができないことを定めた。また、外国に居住する仲介人への適用、仲介人の報酬の上限(契約総額の10%)、スポーツ選手等の利益を侵害した場合の職業活動の停止、国、スポーツ運動組織、地方自治体等関係機関からなる関係する委員会の設置、この法律に違反する約定の無効、関連立法に基づく欠格事由、違反者に対する罰則を定めた。

これらのスポーツ代理人に関連する規定が定められた理由は、スポーツ代理人に関する問題が社会的に認識されるようになったことと、プロスポーツに関する法的規制が議論され、その一環として制度の導入が図られた経緯がある。特にスポーツ担当大臣がスポーツの仲介に関する職業の健全化を求めて

いた。また、関連する諸規定の原型は、既に制定されていた芸術代理人に関する1986年12月20日のオルドナンス(臨時立法)やFIFA代理人の規則が参考にされた。

実際に1992年法によりスポーツ代理人の最初の規制が行われたが、サッカーやバスケットボールなどの既にプロ化が進んでいたスポーツにおいては、同法の規制は遅すぎたのに対して、ラグビーやハンドボールなどのスポーツでは、制度の条件がまだ十分に整っておらず混乱が生じた。このため、フランスにおいては、1984年法を修正する2000年7月6日の法律(「2000年法」と略す)によって、スポーツ代理人のライセンスを管轄権限を有する各スポーツ連盟が交付し、スポーツ連盟によってスポーツ代理人の活動を規制する方向に転換された。また、1992年法では、「仲介」と表現されていたが、2000年法では、「スポーツ代理人」(agent sportif)という用語が使用された。さらに、スポーツ代理人の法的規制の対象となる業務の内容も、1992年法ではスポーツ選手の選手契約を対象としていたが、2000年法ではスポーツ活動を有償で行うことに関する契約に対象範囲を拡大し、移籍交渉や選手以外の監督などの契約も対象となった。

(2) 2006年スポーツ法典におけるスポーツ代理人制度の内容と構造

2000年法は、1984年法第15-2条を修正する法律であったが、その結果修正された第15-2条の規定の構成内容は、その後制定された2006年のスポーツ法典の第L.222-6条から第L.222-11条に分けて同様に定められた。

フランススポーツ法典は、スポーツ代理人のライセンス資格所持義務(L.222-6)、スポーツ代理人の欠格事由(L.222-7)(スポーツマンを雇用しているか若しくはスポーツ行事を組織している団体の役員又は監督並びに一定の刑事罰対象者はスポーツ代理人のライセンスを取得できない)、スポーツ法人及びその代表者等へのスポーツ代理人ライセンスの交付(L.222-8)、EU域内等におけるスポーツ代理人の活動への同法の適用(L.222-9)、利益相反の禁止(スポーツ代理人は同一契約において両契約当事者のどちらか一方の代理権しか行使できない)及び代理人報酬の基準割合(10%)(L.222-10)、罰則(1年の拘禁及び15000ユーロの罰金)(L.222-11)を定められた。

(3) 1984年法第15-2条の施行

2000年法に定めるスポーツ代理人に関する規定は、1984年法第15-2条の適用及びスポーツ代理人のライセンスに関する2002年4月29日のデクレ(命令)により定められ施行された。2002年デクレは、スポーツ代理人

のライセンスの権限及び交付(1章)、スポーツ代理人のライセンスの更新及び取消(2章)、その他の諸規定(3章)に分けて定められた。特にスポーツ代理人のライセンスは、各スポーツ種目ごとに管轄権限を有するスポーツ連盟の「権限を有する指揮機関」によって、筆記試験に合格した自然人または法人の代表者に交付されることが定められた。さらに、各連盟は、この権限を有する指揮機関によって指名された委員長及び委員からなる委員会を設置し、当該委員会がスポーツ代理人の試験を組織することが定められた。

さらに、スポーツ代理人のライセンスに関する2002年7月16日のアレテは、スポーツ代理人のライセンスの申請、資格、交付等の手続について定めた。また、スポーツ代理人のライセンスに関する検査プログラム及び試験の承認・条件に関する2002年12月24日のアレテでは、スポーツ代理人の試験のプログラムが、一般試験プログラム(契約法、社会法、労働法、税法、会社法、非営利社団法、肖像権、商標権など)と特別試験プログラム(1984年法、ドーピング法、スポーツ代理人関連規則、国内規則及び懲戒、プロスポーツ関連の連盟規則、国際規則及び懲戒など)に分けて示された。そして、スポーツ連盟にスポーツ代理人のライセンス交付権限が承認されるためには、特別な専門委員会を設置し、試験の条件を満たしていることを証明する書類を提出することになった。

その後、スポーツ代理人に関する試験について、サッカーについてはフランスサッカー連盟(2003年2月24日のアレテ)、ハンドボールについてはフランスハンドボール連盟(2003年3月13日のアレテ)、バスケットボールについてはフランスバスケットボール連盟(2003年3月13日のアレテ)、バレーボールについてはフランスバレーボール連盟(2003年4月11日のアレテ)、ラグビーについてはフランスラグビー連盟(2003年4月11日のアレテ)、モーターサイクルについてはフランスモーターサイクル連盟(2003年8月1日のアレテ)などが承認された。

2008年の元老院の報告書によれば、12のスポーツ連盟がスポーツ代理人のライセンスを交付する権限を承認されている。また、それぞれのスポーツ連盟が交付したスポーツ代理人の数は、下表の通りである。

スポーツ連盟	個人代理人	法人代理人	合計
フランスヨット連盟	3	0	3
フランスサッカー連盟	216	0	216
フランスハンドボール連盟	7	1	8
フランスゴルフ連盟	9	0	9
フランスボクシング連盟	-	-	-
フランスバレーボール連盟	3	0	3
フランス陸上協場連盟	5	1	6

フランス自転車連盟	7	0	7
フランスラグビー連盟	24	18	42
フランステニス連盟	4	1	5
フランスバスケットボール連盟	52	6	58
フランスモーターサイクル連盟	1	0	1
合計	304	27	331

また、2008年のフランスオリンピック・スポーツ委員会の統計によれば、2003年から2008年までの間に、スポーツ連盟が行ったスポーツ代理人に対する制裁処分手続は15件であった。その内訳は、フランスラグビー連盟が2004年3件、2005年1件、2006年2件、2007年7件と多く、その他にフランス陸上競技連盟が2007年1件、フランスバスケットボール連盟が2007年1件であった。このうち、実際に制裁処分が宣告されたのは9件であった。例えば、2004年にラグビー連盟は、二重代理を理由に、スポーツ代理人1名を譴責処分に、2名を戒告処分にしている。

(4)2010年法の立法と制定理由

2000年法に基づいてスポーツ代理人制度が実際に施行されたが、法令の規定に不明確な部分も多く、特に法令の適用の対象となるスポーツ代理人の職業活動の範囲が明確でないことが指摘された。このため、フランスオリンピック・スポーツ委員会は、2008年4月16日にスポーツ代理人の職業行為の規制についてスポーツ担当省に対し改革指針を提案した。このような要請を受けて、また2005年からこの件に関する検討を重ねてきたJean-François Humbert元老院議員らによって2008年5月6日に元老院に「スポーツ代理人の職業の指導管理およびスポーツ法典を修正することを定める法律案」が提出された。法案の提出理由としては、スポーツ代理人の職業へのアクセスや資格取得についてはスポーツ連盟によって比較的実施されているが、スポーツ代理人の活動を監督することがごく一部の種目でしか行われておらず、非常に実施困難な状況にあることが指摘された。特に、①法人へのスポーツ代理人ライセンスの交付に伴い、当該法人の構成員である社員等が行う職業活動と個人で資格を取得しているスポーツ代理人との間で混乱が生じた問題、②スポーツ代理人とその他のスポーツ関係者との間での利益相反を避けるために欠格者(スポーツマンを雇用しているか若しくはスポーツ行事を組織している団体の役員または監督)のリストを作成する必要性、③欧州連合以外の国の代理人への法の適用と違法活動の取締りの必要性、④欧州連合以外の国のスポーツ代理人がフランスでスポーツ代理人活動を行うことの規制が不明確な問題、⑤スポーツ代理人の職業の定義の問題、特に監督・コーチの代理をスポーツ代理人が行うことに関する規定のない

問題、⑥スポーツマンからの代理報酬だけでなくクラブ等からの代理報酬に関する規定のない問題、⑦未成年者のスポーツ活動に関する有償契約の代理行為とその契約報酬の第三者による他の契約による迂回の問題、⑧スポーツ代理人のライセンスの更新に関する連盟の取った手続に関する訴訟の多発、⑨限定的な懲戒制裁の対象になっているスポーツ代理人の違反行為の適用の拡大、⑩スポーツ代理人とスポーツ連盟との間の紛争に関するフランスオリンピック・スポーツ委員会のスポーツ調停の適用の問題、⑪刑事制裁の強化とスポーツ代理人が受けた報酬の倍額へ罰金を増額する課題が指摘された。

(5) 2010 年法の内容

スポーツ代理人職の指導管理に関する 2010 年 6 月 9 日の法律第 2010-626 号（「2011 年法」と略す）が制定された。同法は、スポーツ法典第 L. 222-5 条から第 L. 222-12 条までを修正し、さらに第 L. 222-13 条から第 L. 222-22 条までを新たに追加して定めた。

第 L. 222-5 条は、義務教育中の 16 歳以下の未成年が行うスポーツ活動の行為について受け取るあらゆる性質の報酬に労働法典第 L. 7124 条を適用すること、このような未成年のスポーツ活動に関する行為について関係当事者と関係を結ぶ契約は契約を締結することでいかなる報酬の理由ともならないこと、当該契約を締結することについて関係当事者を取り持った個人または法人は約定を交わし、この約定の当事者となった個人または法人は管轄権限を有するスポーツ連盟にこの約定について伝達すること、本条に反する約定は無効であることを定めた。

第 L. 222-6 条は、第 L. 222-5 条に反して報酬を得た場合の罰則を定めた。

第 L. 222-7 条は、スポーツ代理人の代理業務行為を、①スポーツ活動または監督・コーチ活動から報酬を得る行為に関する契約を締結することに関係する当事者を有償で関係を結ぶことを成す業務、②スポーツ活動または監督・コーチ活動から報酬を得る行為を目的とする労働契約の締結を準備することに関係する当事者を有償で関係を結ぶことを成す業務と定め、当該の業務活動はスポーツ代理人のライセンスを保持した自然人しか行うことができないことを定めた。そして、このライセンスは、関係するスポーツ種目について管轄権限を有する連盟が交付し、毎年当該連盟がスポーツ代理人の業務活動を監督することを定めた。また、各当該連盟は、そのスポーツ種目において行為が許可されたスポーツ代理人のリスト及び第 L. 222-19 条の適用に基づき制裁を宣告された代理人、登録証所持者、加盟団体及び会社を公表することを定めた。

第 L. 222-8 条は、スポーツ代理人が、職業を行うために会社を設立するかまたは会社の受託者となることができることを定めた。

第 L. 222-9 条は、スポーツ代理人のライセンスを取得・所持できない場合として、①有償でスポーツマンを雇用するかもしくはスポーツ行事を組織する非営利社団もしくは会社において、またはスポーツ連盟もしくはスポーツ連盟が設置した機関において、スポーツの指揮もしくは監督・コーチの職務を無償・有償、法律上・事実上、間接的・直接的であるにかかわらず行う場合、または過去にこれらの職務の 1 つを行うよう仕向けられた場合、②有償でスポーツマンを雇用したまたはスポーツ行事を組織した会社の株主または社員である場合または過去にそうであった場合、③スポーツの倫理、道徳及び職業倫理に関する規則を遵守しなかったことを理由に管轄権限を有する連盟から資格停止と少なくとも同等の懲戒制裁の対象となっている場合、④有償でスポーツマンを雇用したまたはスポーツ行事を組織する非営利社団または会社の受託者である場合、⑤スポーツ連盟またはその設置する機関の受託者である場合を定めた。

第 L. 222-10 条は、過去にスポーツ代理人の職業を行っていた場合には、有償でスポーツマンを雇用したまたはスポーツ行事を組織する非営利社団または会社においても、スポーツ連盟またはそれが設立した機関においても、スポーツの指揮または監督・コーチの職務を直接的・間接的、法律上・事実上、無償・有償にかかわらず行うことはできないことを定めた。また、過去にスポーツ代理人の職業を行っていた場合には、有償でスポーツマンを雇用したまたはスポーツ行事を組織する会社の株主または社員になることはできないことを定めた。

第 L. 222-11 条は、スポーツ代理人になることができない欠格事由を、①名誉、誠実、道徳に反する行為で刑事上の有罪判決を受けた者と、②商法上の更正手続における個人制裁または禁止もしくは失権の措置の対象となった者と定めた。

第 L. 222-12 条は、スポーツ代理人またはその業務を行うために設立された会社の受託者も、第 L. 222-9 条から第 L. 222-11 条に定める兼職禁止及び無能力に服することを定めた。さらに、スポーツ代理人の受託者またはスポーツ代理人の業務活動を行う会社の受託者となることも禁止された。

第 L. 222-13 条は、スポーツ代理人がその職業を行うために会社を設立する場合には、その会社の指揮者、社員または株主は、第 L. 222-9 条から第 L. 222-11 条に定める兼職禁止及び無能力に服することを定めた。また、スポーツ代理人がその職業を行うために法

人を設立する場合には、その法人の社員または株主は、いかなる場合でも、①有償でスポーツマンを雇用しもしくはスポーツ行事を組織する非営利社団または会社、②スポーツ連盟またはそれが設置する機関であることはできないことを定めた。

第 L. 222-14 条は、スポーツ代理人がその職業を行うために法人を設立する場合には、その指揮者、社員または株主は、スポーツ代理人が第 L. 222-7 条第 1 項に掲げる業務活動を行うことができるスポーツマンまたは監督・コーチであることはできないと定めた。

第 L. 222-15 条は、欧州連合の構成国または欧州経済空間 (Espace économique européen(「EEE」と略す))に合意した当事国の国籍保有者がスポーツ代理人の業務活動をフランス本土で行うことができる場合の条件として、①当該国の 1 つにおいてスポーツ代理人の職業または研修教育が規律されており、その職業を行うための資格を所持していること、②スポーツ代理人の職業及び研修教育について規制がない当該国の 1 つにおいてスポーツ代理人の職業を過去 10 年間のうち 2 年間常勤で行っており、本国の管轄庁によって交付された権能を証明する書類または研修教育の資格証を所持している場合と定めた。また、第 L. 222-11 条に定める欠格事由のない欧州連合構成国または EEE 当事国の国籍保有者が臨時でその業務活動を行う場合には、スポーツ代理人の業務活動を行う事前に、管轄権限を有する連盟にその届出をしなければならないことを定めた。

第 L. 222-16 条は、欧州連合構成国または EEE 当事国以外の国籍保有者は、第 L. 222-7 条に掲げるスポーツ代理人のライセンスの資格を所持していない場合には、同第 L. 222-7 条に掲げる契約の締結に関する当事者の推薦の対象となっているスポーツ代理人と約定を結ばなければならないことを定めた。また、この推薦に係る約定は、管轄権限を有するスポーツ連盟に伝達されなければならないことを定めた。さらに、租税一般法典第 230-0A 条の意味で非協力とみなされた国においてスポーツ代理人の地位についている者は、フランス本国でスポーツ代理人の業務活動を行えないことを定めた。そして、このような代理人と結ばれたあらゆる推薦に係る約定は無効と定められた。

第 L. 222-17 条は、利益相反に関係して、

スポーツ代理人は第 L. 222-7 条に掲げる代理契約の当事者のどちらか一方のためにしか行動することができないことを定めた。また、第 L. 222-7 条に掲げる契約の締結に関する当事者を関係付けることを成す活動を行う上でその執行に関する書面による契約では、スポーツ代理人の報酬の額が契約額の 10% を超えることはできないこと、契約の一方の当事者がスポーツ代理人に報酬を支払うことを定めた。さらに、複数のスポーツ代理人が契約に係る場合にも、その報酬総額は契約額の 10% を超えることはできないことを定めた。さらにまた、スポーツ代理人と契約当事者の合意により、スポーツ代理人の報酬は、スポーツマンまたは監督・コーチの共同契約者によってその全部または一部が支払われることが定められた。

第 L. 222-18 条は、認められた権限で、権限を委任されたスポーツ連盟及び必要な場合にはそれを構成するプロリーグは、第 L. 222-7 条から第 L. 222-17 条までに掲げる契約がスポーツマン、監督・コーチ及び関係する種目の利益を守るよう配慮し、同条に従うことを定めた。

第 L. 222-19 条は、管轄権限を有するスポーツ連盟は、代理契約の非通知、法令の遵守違反、代理業務の監督に必要な書類の非開示の場合に、スポーツ代理人、登録証所持者、加盟する非営利社団及び会社に対して制裁を定めることを定めた。

第 L. 222-20 条は、第 L. 222-7 条に定める活動をスポーツ代理人のライセンスを取得していないで行う場合、当該ライセンスの停止または取消の決定に違反した場合、第 L. 222-5 条第 2 項または第 L. 222-9 条から第 L. 222-17 条に違反した場合には、2 年の拘禁及び 3 万ユーロの罰金に処することを定めた。さらに、この罰金額は、3 万ユーロを超えて違反して不当に受けた額の二倍にまで増額することができることを定めた。

第 L. 222-21 条は、第 L. 222-20 条に定める罰には、スポーツ代理人の業務活動を行うことを一時的または確定的に禁止することを伴わせることができることを定めた。

第 L. 222-22 条は、第 L. 222-7 条、第 L. 222-8 条、第 L. 222-15 条、第 L. 222-19 条の適用の様態はコンセイユ・デタの議を経るデクレにより定めることを定めた。

(6) 弁護士の代理業務とスポーツ倫理の強化
フランスの弁護士制度は、司法職及び法律職の改革に関する 1971 年 12 月 31 日の法律 71-1130 号(「1971 年法」と略す)により刷新され、弁護士(Avocat)制度の統一がなされたが、スポーツ代理人法の形成に伴い、スポーツ代理業務を行う弁護士の資格や規制についても、1971 年法に基づき規制するかが議論

されることとなった。そして、司法職または法律職及び特定規制職の現代化に関する2011年3月28日の法律第2011-331号(「2011年法」と略す)の制定に伴い、同法第4条に、弁護士によるスポーツ代理業務に関する規定が定められ、スポーツ法典の第L.222-19-1条として追加された。そして、スポーツ法典第L.222-7条第1項に掲げる契約の1つの締結に係る当事者の一方の代理人の資格で行動する弁護士が当該契約の内容と通知報告に関する義務を尊重していなかったことを管轄権限を有する連盟が確認した場合には、弁護士職を規制する法令に定める条件に基づいて懲戒訴追を行う必要性を評価する当該の弁護士が所属する弁護士会の会長にその情報を提供することが定められた。

また、スポーツの倫理とスポーツマンの権利の強化に関する2012年2月1日の法律第2012-158号(「2012年法」と略す)は、スポーツの価値の遵守、スポーツマンの研修教育と権利、スポーツマンの健康の保護とドーピング対策などについて定めたが、特に2012年法第6条は、スポーツ代理人に関する規定を定めた。まず、2012年法第6条は、スポーツ法典第L.222-17条に、権限を有するスポーツ連盟が、例外として、スポーツ代理人の報酬を10%以下に定めることができる規定を追加することを定められた。また、1971年法の第10条で、スポーツ法典第L.222-7条に掲げる契約の弁護士による代理業務も10%以上の報酬を受けることはできないと定められていたが、さらに、例外として、権限を有するスポーツ連盟が弁護士の報酬を10%以下に定めることができるとする規定を追加することを定めた。

(7) スポーツ代理人制度の課題

スポーツ代理人制度の法規制のあり方には、主に3つの方策があることが明らかとなった。すなわち、①スポーツ国家法による規制、②国際又は国内のスポーツ競技団体の規約等、スポーツ固有法による規制、③国際的な条約等、スポーツ国際法による規制である。世界的には、現在これらが混在してスポーツ代理人の規制が行われているが、国内的にも国際的にもこれらをどのように調整するかが課題となっている。フランスの場合には、プロスポーツにおける不正な経済的活動の規制とプロスポーツ選手の保護、さらには、FIFAなどの国際的なスポーツ代理人制度の発達に対応して、スポーツ国家法による規制が導入された。また、このスポーツ国家法による規制の方式としては、行政による監督から権限を有するスポーツ連盟による監督に変化した。これに対して日本では、スポーツ団体の自主的な規制または国際連盟の規則の国内への適用によってスポーツ代理人の

規制が行われており、スポーツ固有法とスポーツ国際法による規制であるといえる。

また、スポーツ代理人の規制の有効性を確保するためにフランスにおいては上述の制度改革が行われていることが指摘できる。

日本においては、2011年にスポーツ基本法が制定されたが、今後、さらにプロスポーツ活動の規制やスポーツ代理人の規制についても、法制度及び法理論の構築が必要となると考える。

今後の研究の課題としては、フランスにおけるスポーツ代理人制度の研究を、他の諸外国の類似の制度等と国際比較研究を行い、日本におけるスポーツ代理人制度の導入や今後の課題をさらに検討したい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計2件)

- ① 齋藤健司、諸外国のスポーツ法とスポーツ政策の課題、自由と正義、757、2012、pp. 56-61
- ② 齋藤健司、スポーツ法とスポーツ政策の課題、体育の科学、61(1)、2011、pp. 34-39

[学会発表] (計2件)

- ① Saito, Kenji, Sports Law in Japan - Present and Perspective, 16th International Association of Sports Law World Congress on Sports Law, 2010.11.25, Hanyang University, Seoul, Korea
- ② 齋藤健司、フランスのスポーツ代理人制度について、日本スポーツ産業学会スポーツ法学専門分科会、2009年12月20日、大東文化大学(東京都)

[図書] (計1件)

- ① 齋藤健司、フランス、諸外国から学ぶスポーツ基本法、笹川スポーツ財団、2010、pp. 30-33

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齋藤 健司 (SAITO KENJI)

筑波大学・体育系・准教授

研究者番号：80265941